

事務連絡
令和6年3月27日

各都県介護保険主管部（局） 御中

関東信越厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課

地域づくり加速化事業（令和6年度厚生労働省委託事業）による
介護予防・日常生活支援総合事業等の充実のためのアドバイザー
派遣による厚生局主導型伴走的支援の対象市区町村募集について

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
別添の令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課資料のとおり、令和6年度の「地域づくり加速化事業」
については、全国8カ所の地方厚生（支）局（以下「厚生局」という。）が主体となり
都道府県との連携のもと伴走的支援を行うこととしています。

今般、下記のとおり、事業を実施することとしましたので、各都県におかれまして
は、本事業の趣旨に御理解を賜りますとともに、貴管内市区町村への本事業の周知及
び本事業における伴走的支援への参加等に御協力願います。

なお、本事業に係るアドバイザーや厚生局職員の派遣に伴う旅費及び謝金について
は、都県及び市区町村の御負担は生じないことを申し添えます。

記

1. 事業内容

総合事業等の実施に課題を感じており支援を必要としている市区町村に対し、知
見を有するアドバイザーを年3回程度派遣し、都県との連携のもと支援チーム（ア
ドバイザー、都県、厚生局等）を構成し、伴走的支援を実施します。

（伴走的支援の内容）

- ・年3回（7～9月頃・9～11月頃・12～2月頃を想定）、支援チームが市区町
村を訪問し、市区町村職員（市区町村が必要と認める地域の関係者を含む）と
の意見交換、相談支援、講話・研修会等を市区町村のニーズを踏まえながら実
施する。
- ・上記の3回の支援のほか、都県との連携のもと、支援チームが継続的な意見交
換や電話・オンライン等での助言等を必要に応じて実施。

2. 支援対象市区町村

介護予防ケアマネジメント、サービスA、サービスB、サービスC、サービスD、通いの場、生活支援体制整備事業、地域ケア会議、認知症総合支援事業、その他一般介護予防事業の実施に関して、事業内容の変更や事業体制の見直しを検討している市区町村（3市区町村程度）を選定する。

3. 都県の役割

アドバイザー、厚生局と支援チームを構成し、一体となって市区町村支援を行う。業務内容は以下を想定しており、詳細は、アドバイザーや厚生局との連携・調整のもと状況に応じて決定する。

- ・ 3回の訪問支援への同行及び当日の運営支援（司会進行等）の実施
- ・ 各回の訪問支援の前後のミーティングへの参加
- ・ 市区町村に対する随時のヒアリング等による進捗状況のフォローアップを行い、アドバイザーや厚生局と情報を共有すること 等

4. 支援対象市区町村の選定について

各都県におかれては、市区町村が作成する別添1「市区町村エントリーシート」及び組織図や地域支援事業の各事業の関係がわかるものなどの添付資料（任意）を取りまとめの上、別添2「都県エントリーシート」とともに令和6年4月24日までに電子メールにて提出いただきたい。

【提出先】

関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

E-mail ktkuosei164@mhlw.go.jp

(参考)今後のスケジュール（案）

このスケジュールは厚生労働省老健局から現時点で示されている内容に基づくものであり、事業全体で一部調整があり得ることを申し添える。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 3月27日 | エントリー依頼発出 |
| 4月24日 | エントリーシート提出期限 |
| 5月31日 | 支援対象市町村決定 |
| 6～7月頃 | オリエンテーション・スキルアップ研修の実施 |
| 7～9月頃 | 訪問支援（1回目）※ |
| 9～11月頃 | 訪問支援（2回目）※ |
| 12～2月頃 | 訪問支援（3回目）※ |
| 3月中 | 報告会の開催 |

※各訪問支援の前後に、オンラインミーティング等を実施。

（問い合わせ先）
地域包括ケア推進課
電話：048-740-0793

(別添)

【参考】令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課資料（抜粋）

（6）地域づくり加速化に向けた取組について

（略）

② 令和6年度地域づくり加速化事業について

令和6年度当初予算案では0.9億円（令和5年度予算1.0億円）を計上し、令和5年度に引き続き、伴走的支援を図りつつ、今後はより地域に根ざした形で展開していくため、全国8箇所の地方厚生（支）局主導による支援を行うとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。

また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築（全国シンポジウムの開催含む）を図る予定である。